

5 財産分与

- (1) 離婚に伴う財産分与とは、婚姻中の夫婦間の財産関係の清算、離婚後の生活に困窮する配偶者に対する扶養、慰謝料等の要素があるとされています。なお、慰謝料については、財産分与とは別の項目として、記載することもできます。また、過去の婚姻費用の清算を財産分与に含めることもできます。
- (2) 婚姻中の夫婦間の財産関係の清算の対象となる財産は、一般的には、名義が一方の者であっても、夫婦の協力により取得したものであれば対象になりうるとされています。
- (3) 住宅ローン付きの不動産（マンション等も含まれます。）を財産分与の対象とする際には、様々な検討が必要になります。

まず、ローンを組んでいる金融機関とのローン契約の内容により、その金融機関の承諾を得ないまま不動産の名義を変更すると、ローン残額を一括して支払うことになる場合があります。そのような不動産を財産分与の対象とするには、どのような方法があるのかを、ローンを組んでいる金融

機関とご相談ください。

また、一括して支払うことになる場合も含めて、ローン残額が金融機関とのローン契約の内容どおりに支払われないと、不動産を失う危険もあります。このような点についても、どのようにするか検討していただく必要があります。

このように、住宅ローン付きの不動産を財産分与の対象にするには、いくつかの検討事項があり、いろいろな方法が考えられますので、金融機関とご相談いただきながら、内容を合意していただく必要があります。

なお、不動産を財産分与の対象にする際は、その不動産の登記情報や固定資産税の課税明細書等も必要になります。

- (4) 将来の退職金を財産分与の対象にすることもできます。しかし、将来の退職金は、退職の時期や退職金額等不確定要素が多く、また、法律上、退職金は、労働者に直接支払わなければならないことになっています。そのようなことから、将来の退職金を財産分与の対象にするときは、退職金の支給を条件として、将来支払われるであろう退職

金の一定の割合を支払うものとするという合意が多いと思われます。

しかしながら，このような内容では，金額が具体的に確定していませんので，別に記載してある「強制執行認諾」の対象にはなりません。このような合意の場合，万が一，合意どおりに支払われなければ，裁判手続をして，金額を確定し，強制執行をすることになります。

将来の退職金を財産分与の対象にする場合，いろいろな方法が考えられますが，それぞれにメリット・デメリットがありますので，必要があれば，専門家である弁護士等にご相談いただき，ご検討ください。

- (5) なお，財産分与や慰謝料についても，具体的な支払い金額が決まっていれば，別に記載してある「強制執行認諾」の対象にすることができ，その関係で，やはり，「離婚届出の前後を問わず」という文言を記載します。
- (6) 参考までに，財産分与する具体的な金額が決まっており，それを分割払いにするときの文例の一つとしては，次のようなものが考えられます。なお，

支払い開始の時期は、公正証書の作成日以前とすることができませんので、公正証書を作成する月あるいはその翌月からとするのが一般的です。また、既に一部支払いがなされているときは、その旨を公正証書に記載しておくこともできます。

第〇条（財産分与）

甲は、乙に対し、本件離婚に伴う財産分与として、金〇〇円を支払うこととし、これを離婚届出の前後を問わず、次のとおり分割して、毎月末日限り、乙の指定する金融機関の預金口座に振り込んで支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

(1) 令和〇年〇月から令和〇年〇月まで

毎月金〇万円ずつ

(2) 令和〇年〇月末日限り

金〇万円円

2 甲と乙は、本件離婚に伴う財産分与として、前項のほかに、令和〇年〇月〇日までに、金〇〇円を支払い済みであることを相互に確認する。